

## 平成27年2月定例教育委員会会議録

1. 開会宣言 平成27年2月3日（火） 10時00分
2. 場 所 市庁舎 本館 第一委員会室
3. 出席者 河本委員長・中尾委員・衛藤委員  
左京委員・増田教育長
4. 教育委員会事務局出席者  
松尾教育部長 田中教育総務課長  
木森生涯学習課長 片平学校教育課長  
毛利学校教育課指導室長 蛙田生涯学習課長補佐  
松永学校教育課長補佐 米満教育総務課長補佐
5. 傍聴人 2人
6. 議 題
  - (1) 前回会議録の承認について
    - ・平成27年1月定例教育委員会会議録
  - (2) 報告
    - ・平成27年2月学校教育行事及び社会教育行事について
    - ・その他
  - (3) 協議事項
    - ・平成27年2月臨時教育委員会の開催について(公開)(非公開)
    - ・平成27年3月定例教育委員会の開催について
    - ・その他
  - (4) 議決事項
    - 第 1号議案 中間市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
    - 第 2号議案 中間市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
    - 第 3号議案 中間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
    - 第 4号議案 中間市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
    - 第 5号議案 中間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
    - 第 6号議案 中間市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
    - 第 7号議案 中間市立歴史民俗資料館運営規則の一部を改正する規則
    - 第 8号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
    - 第 9号議案 中間市地域交流センター運営等に関する規則を廃止する規則
    - 第10号議案 中間市民図書館職員及び中間市歴史民俗資料館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
7. 審議の経過及び結果
  - (1) 前回会議録の承認について  
平成27年1月定例教育委員会会議録、出席委員全員了承する。
  - (2) 報告  
平成27年2月学校教育行事及び社会教育行事について

●学校教育、社会教育それぞれ2月の行事予定表に基づき関係課長から順次報告がなされた。

## 質 疑 応 答

<左京委員>

各小学校で中学校入学説明会が行われますが、すべての子どもたちが中学校に入学して順調に新たなスタートをしてほしいと思いますが、よく言われるのが、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活にうまく適応できず不登校等の問題に繋がっていく、いわゆる「中1ギャップ」であります。そこで、平成24年4月中教審の初等中等教育分科会が提言した小中連携一貫教育に関する主な意見の整理において「中1ギャップの原因としては、学習指導面や生徒指導面において小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていない事が考えられ、こうした「中1ギャップ」を乗り越えるために学校、市町村においては、小中連携の推進に期待する」とあります。そこでお伺いしたいのは、中間市小中連携学力アップ推進事業を平成24年度から平成26年度までの3ヶ年を実施期間と定め、児童生徒が確かな学力を身に付ける事を目的として小中連携教育を推進しており、大変有意義な授業と思うのですが、平成27年度以降も引続き実施される予定ですか。

<片平学校教育課長>

はい、そのように考えております。

<左京委員>

それで、先ほど紹介しました中教審の初等中等教育分科会の意見にありますように、小中連携は学力のみならず中1ギャップを乗り越えるための大変有意義な取組みであると思いますが、その点についてはどうですか。

<片平学校教育課長>

小中連携について、まず、小学校1年生から中学校3年生まで9年間のスパンを考えたその連携という視点が1点、小学校6年生と中学校1年生の接続の問題、この2点が非常に連携について重要であると考えております。今回、入学説明会・体験入学等ありますが、これは接続の問題と捉えて学校で対応しております。また、接続の問題だけではなく小学校から中学校へ入学する時に非常に授業スタイルが変わってくる、生活スタイルに変化があるという事も大きな問題と考えて9年間のスパンの問題として捉えながら小中連携を対応しているところです。

<左京委員>

それで、現在の小中連携学力アップ推進事業の目的では、この事は触れられずに確かな学力を付けるという事が目的と定められていますので、今後、これらの取組みを視野に入れて、そのための対策を検討していただきまして、この事業をより一層充実していただけたらと思います。

<衛藤委員>

小学校のALTですが、11月以降、今月までに小学校によっては少ない学校・多い学校のばらつきがあり、底井野小学校については、11月以降はALTが学校行事の中では設けられていないのですが、これは学校の要望ですか、計画的なものでしょうか。

<毛利学校教育課指導室長>

ALTの派遣につきましては、現在、小学校はJETの活用でALTとしては1名、中間市独自で英語活動アドバイザーとして1名、計2名で派遣をしている状況です。派遣の実態につきましては、教育委員会指導室にて振り分けを行っています。児童数等によって調整しています。中間東小学校・中間南小学校につきましては、5年生・6年生のクラス数が多い関係で、週に2回派遣しています。11月につきましては、英語活動アドバイザーが中間市にあまり慣れていないという事で2人で一緒に学校に派遣する形をとっていましたが、三学期からは1人ずつ個別に派遣する状況になっています。必ず、週に一度はそれぞれの小学校に派遣して授業を行っています。

<河本委員長>

文部科学省が2020年のオリンピックを見据え、新たな英語教育が展開できるよう整備・推進等がなされます。中間市の英語は、先生・ALTが良く、大変よく評価されていると思いますので、もっと強化していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

<片平学校教育課長>

中間市の取組みと致しまして、以前から英語暗唱大会を行っていますが、これをスピーチコンテスト等に発展させながら世界遺産の説明に英語を使用する等のコンテストを開催する形で進めて行こうと思っています。もう1点、中間市全体の取組みとして各小学校に現在高学年、平成28年度からは中学年になりますが、ALTは外国語指導助手で、もう一人は英語活動アドバイザーです。各学校の実態を見ても、このALT、アドバイザーは、本当に助手・アドバイザーとして活用されているのか疑わしい所があります。なぜかと言うと、ALTやアドバイザー任せになっている授業が見受けられますので、平成28年度は、これらの改善に向けて取組みたいと思います。

〈増田教育長〉

日本に英語教育が取り入れられて隋分立ちますが、なぜ身につかないのか論議されています。そして、小学生まで下すという事で、また、色々な問題がありまして、実際に教科教育で英語が出来る先生がいるのかという問題があり、中学校の先生が小学校に教えに行けるかと言うと、免許の関係で難しい問題があります。今後は、世界遺産等を教材に利用しながら英語が頑張れる様に努力していきたいと思います。

〈中尾委員〉

今、インフルエンザが猛威を振るっていますが、中間市内の小中学校の状況を教えて下さい。

〈片平学校教育課長〉

1月20日から1月30日までは、インフルエンザが非常に多くなりまして、中間北小学校・中間中学校以外は学級閉鎖がありました。インフルエンザに感染している子どもたちは居ますが、2月3日、本日は、学級閉鎖はありません。

〈中尾委員〉

来年度からは、空調設備を利用する事でどうしても乾燥してしまうと思いますので、風邪等の予防対策をよろしくお願いします。

## ●その他

○体罰について

〈片平学校教育課長〉

小学校4年生のクラスで不適切な発言を伴った子どもたちのトラブルについて、担任の先生が指導を入れました。その指導の過程で、子どもたちの頭部を平手で叩く行為が行われています。それにつきましては、校長が本人に対して指導、また、教育長からも校長へ指導を行っています。また、不適切な指導・体罰による指導をなくすために、当該校や他校についても生活アンケート等を行った上で校長から先生へ聞き取り調査を進めているところです。

## (3) 協議事項

### ●平成27年2月臨時教育委員会の開催について

〈田中教育総務課長〉

平成27年2月12日(木) 15時00分開催(公開) 16時00分開催(非公開)

### ●平成27年3月定例教育委員会の開催について

〈田中教育総務課長〉

平成27年3月4日(水) 10時00分開催

## ●その他

〈田中教育総務課長〉

中間市では、人権教育及び啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、中間市人権教育啓発審議会が設置されております。この審議会の方から委員さんの推薦のお願いが来ております。現在、衛藤委員にお願いをしております。任期が3月末までとなっておりますので、次期任期平成27年3月31日から平成29年3月31日までの2年間の推薦依頼が来ていますので協議の程、よろしく申し上げます。

〈委員全員〉

引続き衛藤委員で了承する。

#### (4) 議決事項

- 第 1号議案 中間市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2号議案 中間市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
- 第 3号議案 中間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 第 4号議案 中間市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則
- 第 5号議案 中間市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第 6号議案 中間市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第 7号議案 中間市立歴史民俗資料館運営規則の一部を改正する規則
- 第 8号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 9号議案 中間市地域交流センター運営等に関する規則を廃止する規則
- 第10号議案 中間市民図書館職員及び中間市歴史民俗資料館職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

#### <左京委員>

第4号議案、中間市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について、地教行政法の改正に伴い、教育長は市長が議会同意を得て直接任命を行うことになるから、教育委員会の事務として「第2条中第5号教育長の任免その他の人事を行うこと」が削られること以外の事務は、引き続き教育委員会の権限に属し教育長に委任しない事務として残るわけですね。

#### <田中教育総務課長>

はい。

#### <左京委員>

それで、その事務委任規則第2条第1号に「教育行政の運営に関する方針を決定すること」と規定されています。また、それとは別に、今回の地教行法の一部を改正する法律において「地方公共団体の長は、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議において、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育・芸術及び、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とありますが、これを策定するにあたって、国や県からの説明や教育委員会で検討したことがあれば教えて下さい。

#### <田中教育総務課長>

12月の終わりに、市長部局の方と総合教育会議の事務をどこが担当するのかという事で協議を行いました。国からの通知に基づけば原則的には市長部局となっておりますが、現在、まだ、未定の状況であります。

#### <左京委員>

それで、この大綱を策定することと、教育委員会の事務である教育行政の一般方針を決定するということは、同様の趣旨に基づくものであると捉えることができますがどうですか。

#### <松尾部長>

この大綱については、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、今後の施策等を策定します。

#### <左京委員>

文科省の地教行法の一部を改正する法律案の概要のなかで「政治的中立性、継続性、安定性を確保するため教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする」とあります。その観点から総合教育会議と教育委員会の位置づけにおいて法的な整合性を保つことが重要だと思います。そのためには、大綱を策定する上においては、まず、その原案を事務委任規則に基づき、教育委員会で協議の上、決定し、原案通りであればすみやかに公表する。もし、原案が調整された場合は、その調整された結果を尊重することを踏まえた上、再度、教育委員会に諮り、調整された案を協議決定する手続が必要となると思います。

#### <松尾部長>

調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものです。

〈左京委員〉

これは、大綱を定める場合の事ですが、総合教育会議において他の協議すべき事項もあり、今後、教育委員会との位置付けにおいて法的な整合性を図ることは大変重要であると思います。このことは、単に、中間市の問題だけでなく全市町村に関わるとしますので、国・県の指導も仰ぎながら法的にも適切な教育行政の事務手続が行われる様、お願いします。

上記、事項について、出席委員全員協議の結果、承認された。